

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

消費税法改正 日本型インボイス方式採用

Q: 消費税法の改正はどのような内容でしょうか。

A: 先日、参院本会議で可決、成立した税制改革法で、消費税法については、税率が平成9年4月から現行3%から5%に引き上げられるとともに、仕入控除について帳簿方式から請求書等の保存を義務化した日本型インボイス方式が採用されています。

これまでの消費税法では、仕入税額控除を行うためには帳簿または請求書等のどちらか保存が必要でしたが、改正法では帳簿と請求書等の“双方”の保存を義務付けています。

保存が義務づけられる請求書等とは、「請求書、納品書その他これに類する書類」とされています。改正法では、この中に、新たに「事業者が行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これに類する書類」が追加されています。

この仕入明細書等に記載する事項としては、

- ① 作成者の氏名・名称
 - ② 課税仕入れの相手方の氏名・名称
 - ③ 課税仕入れの年月日（課税期間内の一定期間で明細書等を作成する場合には、その一定期間）
 - ④ 課税仕入れの資産・役務の内容
 - ⑤ 課税仕入れの支払対価の額
- の5項目があげられています。

